

評価の視点	自己評定	B	評価項目 1 1	評定	B
<p>○ 加入者等に対し、財務状況が定期的に公開されているか。</p> <p>○ 金銭信託契約に基づいて安全性を重視した運用が行われているか。</p> <p>○ 地方公共団体の担当者を対象とした事務担当者会議が中期計画どおり開催されているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p><b>【財務状況の定期的な公開】 #81,82</b></p> <p>○ 財務状況検討会を開催し、機構のホームページに報告書を掲載し、公開している。 また、平成17年度決算に基づく心身障害者扶養保険財務状況将来予測を取りまとめ、国、道府県・指定都市に報告するとともに、障害関連団体への説明、機構のホームページでの公開を実施した。</p> <p><b>【安全性を重視した資金運用】 #83</b></p> <p>○ 扶養保険資金の運用については、共同受託者からの運用成績等の定期的な報告を受けるとともに、適切な指導を行うことにより、安全性を重視した運用を行った。</p> <p><b>【事務担当者会議の開催等による適正な事務の支援】</b></p> <p>○ 事務担当者会議を2か所で開催し、加入者等の異動状況把握に万全を期すよう依頼するなど、適正な事務処理のための周知を行った。</p> <p>○ 全ての加入者・受給者向けのリーフレットを作成し、請求・届出等の手続きに漏れがないよう周知を図った。</p> <p>○ WAM NETに地方公共団体担当者専用のコーナーを開設し、機構へ提出する様式などの電子媒体での提供を開始した。</p>			<p>○ 繰越欠損金の解消に向け、国において制度の見直しが行われることを希望する。</p> <p>○ 制度の更なる周知を期待する。</p> <p>○ 繰越欠損金が出ているという財務的状況のみで評価すべきでないと思われ、業務としては順調に運用されているとも判断できる。</p> <p>○ 財政状況の公開、安全性重視の運用、事務担当者会議の実施について、計画どおり行われている。</p> <p>○ 請求漏れ防止のための対応について評価する。</p>	

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p><b>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</b></p> <p><b>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)</b> WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p><b>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)</b> WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度の介護保険制度の施行に際しては、指定事業者データの蓄積及び利用者への情報提供</li> <li>平成13年度の福祉サービスの第三者評価事業の導入に当たっては、第三者評価機関及び受審済事業者の評価結果の情報提供</li> <li>平成15年度の障害者支援費制度の導入に当たっては、指定事業者データベースの構築及び利用者への情報提供</li> <li>その他、社会福祉法人等の情報提供システムやデータベースの構築</li> </ul> <p>等、国の施策を支援するための事業を展開してきたところであるが、今後、事業の運営に当たっては、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p><b>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)</b> WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p><b>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)</b> WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：24〉</p>
<p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>福祉及び保健医療情報の利用者ニーズに対応するため、効率的な情報提供基盤の整備及び活用に努めること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア WAM NET事業の運営に当たっては、事業の効率的な運用及び管理のために必要な機器等基盤の整備に努める。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 平成17年度に策定した、一般のインターネット接続環境を利用した送信方法に移行するという「送信回線移行計画」に基づき、移行可能な都道府県における専用回線を廃止する。</p>	<p><b>【送信方法移行計画に基づいた専用回線の廃止】#85</b></p> <p>○ 平成18年6月に開催した各都道府県のWAM NET担当者を集めた会議において、介護事業者情報に係る送信方法の変更を説明し、一般のインターネット接続環境を利用した送信方法に移行することが可能な都道府県(36都道府県)について、8月に専用回線を廃止した。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
	<p>イ 支援費事業者情報システム等については、行政機関や関係団体がWAM NETに直接入力することにより、情報の蓄積、活用が同時に行えるという特性を活かし、情報収集の効率化や利便性の向上を図っているところであるが、今後は、他の事業についてもこのような特性を適用していく。</p>	<p>イ 平成18年度に厚生労働省が実施を計画している福祉保健医療事業の中からWAM NETの特性を活かすことが期待できる事業をリストアップし、WAM NETの利活用の可能性について検討を行う。</p>	<p><b>【WAM NETの利活用】 #86</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年度においては、WAM NETの利活用方法として、厚生労働省障害福祉部から相談があった精神保健福祉士養成施設の事業報告システムの構築と厚生労働省が開催する会議の動画配信を主要テーマとして整理し検討を行った。 なお、これらのテーマについては、平成19年度も引き続き検討していくこととしている。</li> <li>○ 退職手当共済事業に関して、共済契約者が毎年4月に提出する「掛金納付対象職員届」について、WAM NETを通じて電子届出を行うシステムを構築した。</li> </ul>
	<p>ウ 福祉及び保健医療分野において多様で多数の利用者が存在するというメリットやセキュリティーの高いイントラネットの環境を活かし、他の機関の事務事業について、その執行の便宜性、効率性の観点からWAM NETの基盤を利活用することが有効と判断されるものについて、本事業の目的を損なわない範囲で委託を受け入れること等により収入の確保を目指す。</p>	<p>ウ WAM NETの本来事業の目的を損なわない範囲で収入事業の拡大を図るとともに、バナー広告・介護保険業務管理ソフト広告以外の収入確保に向けた取組方針の策定を行う。</p>	<p><b>【収入確保の実績及び取組方針の策定】 #87</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年度においては、バナー広告で7,560千円、介護保険業務管理ソフトの広告で2,866千円の収入を得た。</li> <li>○ 看護師等養成所報告管理システムの保守・管理に係る受託業務収入として、平成18年度に9,000千円を計上した。</li> <li>○ また、バナー広告・介護保険業務管理ソフト広告以外の収入確保に向けて、検討を行った。</li> </ul>

評価の視点	自己評定	A	評価項目 1 2	評 定	A
<p>○ 事業の効率的な運用及び管理のために必要な基盤整備が適切に行われているか。          なお、本事業の遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。</p> <p>○ WAM NETの特性を活かして情報収集の効率化や利便性の向上が適切に図られているか。</p> <p>○ 既存コンテンツの見直しを含めた新たな有料コンテンツの構築、又は外部からの業務受託により収入確保につながっているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p><b>【送信方法移行計画に基づいた専用回線の廃止】 #85</b></p> <p>○ インターネット接続環境を利用した介護事業者情報の新しい送信方法に移行するための「移行計画」に基づき、8月に36都道府県について、専用回線を廃止した。これにより、経費の削減及び事務の効率化を図った。</p> <p><b>【WAM NETの利活用】 #86</b></p> <p>○ WAM NETの利活用方法として、精神保健福祉士養成施設の事業報告システムの構築と厚生労働省が開催する会議等の効果的な情報発信手法の検討を行った。</p> <p>○ 退職手当共済事業に関して、共済契約者が毎年4月に提出する「掛金納付対象職員届」について、WAM NETを通じて電子届出を行うシステムを構築した。</p> <p><b>【収入確保の実績及び取組方針の策定】 #87</b></p> <p>○ 平成18年度においては、バナー広告については7,560千円、介護保険業務管理ソフトの広告については2,866千円の収入を確保し、平成17年度実績を大幅に上回ることができた。          また、バナー広告・介護保険業務管理ソフト広告以外の収入確保に向けて、検討を行った。</p> <p>○ 厚生労働省医政局から看護師等養成所報告管理システムの保守・管理に係る受託業務収入として、平成18年度に9,000千円を計上した。</p>			<p>○ 福祉関係者、一般市民、学生等利用者からの評価が高い。期待されている。</p> <p>○ 一部の事業で民間委託の可能性の検討を望む。</p> <p>○ 経費削減、利便性向上の努力が示され、広告収入も伸びており評価する。</p>	

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
<p><b>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</b></p> <p><b>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)</b> (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 福祉及び保健医療情報の総合的な情報窓口として、網羅的かつ速やかな情報提供と内容の充実に努めること。</p>	<p><b>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)</b> (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 従来の福祉介護分野にとどまらず保健医療分野に至る国の施策に対する支援を基本としつつ、他の機関のホームページ等とリンクを拡張することにより、福祉及び保健医療を網羅する情報の充実に努め、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の医療制度改革に伴う医療機関の情報開示の一環として、行政機関情報の有効利用等による医療機関情報の提供</li> <li>・ 利用者の健康管理のための保健医療情報とリンクすることにより、時宜を得た迅速な情報提供などにより、利用者の利便性の向上を図っていく。</li> </ul>	<p><b>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)</b> (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 福祉保健医療分野の行政情報について、厚生労働省と調整を行い、網羅性及び迅速性の更なる向上を図る。</p> <p>また、平成18年10月に予定されている障害者自立支援事業所の番号体系の再編に関して、厚生労働省と調整を行い、円滑な移行が可能となるよう都道府県等へ助言と支援を行う。</p> <p>平成17年度に行ったWAM NETの今後のあり方の検討の中から平成18年度において実施可能なものについて年度内に実施する。</p>	<p><b>【行政情報の網羅性及び迅速性の確保】 #88</b></p> <p>○ 平成18年度においては、福祉保健医療分野の最新の行政情報を合計1,337件掲載した。これらの情報については、WAM NETへの迅速な掲載に努めるとともに、このうち477件については、WAM NET利用者の専門性等を考慮し、厚生労働省ホームページに掲載がない全国課長会議資料などの情報について、WAM NET独自の情報として掲載した。</p> <p>また、その他の情報860件についても、厚生労働省ホームページへの直接リンクを設定することにより、利用者の利便性の向上を図り、効率的な情報提供を行った。</p> <p><b>【障害者支援事業所の番号体系再編に関する支援等】 #89</b></p> <p>○ 平成18年10月からの障害者自立支援事業所の番号体系の再編に向けて、厚生労働省と調整を行い、円滑な移行が可能となるよう都道府県等へ助言と支援を行った。</p> <p>また、台帳を使用している都道府県等に対して平成18年8月に説明会を開催し、制度改正に合わせて障害福祉サービス事業者情報システムに係る台帳機能を改修した。</p> <p>○ 平成19年4月から実施される医療機関情報公表制度に関連して、各都道府県に対してその取り組み状況についてアンケートを実施し、情報提供の協力依頼を含めて意見交換会を実施した。</p> <p><b>【WAM NETの今後のあり方の検討】 #90</b></p> <p>○ WAM NET事業推進専門委員会を、平成19年1月24日に開催した。同委員会の意見等を参考に平成19年3月末に、WAM NETの今後のあり方についてまとめた。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
<p>イ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAM NETの利用促進策を積極的に講じ、中期目標期間中に年間アクセス件数700万件以上、利用機関登録数5万件以上を達成すること。</p>	<p>イ WAM NET利用機関の中からモニターを抽出し、操作性、コンテンツなどについてのアンケート調査を定期的実施、意見聴取することにより、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図り、情報利用者の満足度を高め、利用者の拡大に繋げる。</p>	<p>イ WAM NETモニター調査を実施し、操作性、コンテンツ等について意見聴取を行うことにより、利用機関登録数やアクセス件数の増加に役立てる。また、機構の顧客等を対象に、WAM NETの有効活用を説明し、利用機関登録の促進を図るとともに、平成17年度に実施したWAM NETモニター調査の結果を踏まえ、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図る。</p> <p>これらによって年度末の利用機関数56,000件、平成18年度のアクセス件数1,000万件の確保を目指す。</p>	<p><b>【操作性の向上とコンテンツの整備充実】#91</b></p> <p>○ アンケート調査を平成18年8月4日から8月25日まで実施し、集計及び意見を取りまとめ、10月23日には結果概要を一般向けに公開した。</p> <p>平成18年度のモニター調査については、今回のアンケート調査の意見等を参考に、平成19年2月に実施し、3月には調査結果を報告した。</p> <p>なお、平成17年度のモニター調査において出された意見による見直しについては、4月から行政資料のファイル名に日付を加え、資料のダウンロードについて操作性を向上させ、資料検索を容易にした。</p> <p>また、リンク集について新たなコンテンツである「ワムナビ」を作成し、項目ごとにリンクを整理し、検索しやすくした。</p> <p>○ コミュニティサイトについて、メニュー画面を見直し、情報を探しやすくする等操作性の向上を図った。</p> <p>なお、行政資料コーナー、介護保険・障害福祉サービス事業者検索、医療機関検索の平成18年度における利用状況は、以下のとおりである。</p> <p>a 行政資料コーナー  アクセス数 3,861,878件  (平成17年度 4,243,970件)  ヒット数 27,420,267件  (平成17年度 32,863,888件)</p> <p>b 介護保険事業者検索  アクセス数 5,890,381件  (平成17年度 5,355,226件)  ヒット数 41,163,058件  (平成17年度 36,729,093件)</p> <p>c 障害福祉サービス事業者検索  アクセス数 1,381,592件  (平成17年度 1,014,270件)  ヒット数 5,619,095件  (平成17年度 4,035,556件)</p> <p>d 医療機関検索  アクセス数 1,223,387件  (平成17年度 874,608件)  ヒット数 9,762,547件  (平成17年度 7,010,946件)</p> <p>○ WAM NET事業推進専門委員会を、平成19年1月24日に開催し、WAM NETの利用促進等について意見を聴取した。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：25〉</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
	<p>ウ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAM NETの利用の促進を図るため、次の措置を講じることにより、年間アクセス件数及び利用機関登録数に関する中期目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療貸付事業における利用者に対し利活用を勧めることにより、保健医療分野における利用機関登録の促進を図る。</li> <li>・ 利用頻度の低い地方を中心に利用機関等を対象とした活用講習会を年2回以上開催する。</li> <li>・ WAM NETのコンテンツの充実について審議を行う学識経験者で構成する委員会を年1回開催し、幅広い分野での利用を可能とする。</li> </ul>	<p>ウ WAM NETの利用の促進を図るため、利用登録が少ない都道府県を中心にWAM NETの利用促進を図る講習会を開催する。また、WAM NETのコンテンツやネットワークの充実について、学識経験者の意見を聴取するWAM NET事業推進専門委員会を開催し、今後のWAM NET事業の展開に役立てる。</p>	<p><b>【WAM NETの利用促進及び登録状況】 #92</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ WAM NETの利用の促進を図るため、平成18年度において、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 滋賀県、秋田県、鹿児島県、東京都、大阪府で操作説明会を開催（259人参加）</li> <li>b 日本医師会へ利用機関登録の推進を依頼するとともに、医師会のホームページにWAM NETのリンクを設置</li> <li>c 病院に対する「施設整備動向アンケート調査」を行う際に、WAM NET案内を配布（平成18年9月 配布数7,457部）</li> <li>d 栃木県で開催された介護報酬に関する集団指導においてパンフレットを配布（平成19年2月 配布数2,000部）</li> <li>e その他、機構主催の福祉医療経営に関する集団経営指導（セミナー）等において、パンフレットを配布した。（配布数約2,000部）</li> </ul> </li> <li>○ 退職手当共済事業の「掛金納付対象職員届」について、WAM NET基盤を利用して電子届出により行うことができるようにしたことから、利用機関登録が増加した（7,551法人が登録）。</li> <li>○ WAM NETにおいて、利用機関登録を推進した結果、利用機関登録数が大幅に伸びるとともに、アクセス数も中期目標値の2倍を超える水準を維持した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 利用機関登録数：平成18年度末 63,479件（参考：平成17年度末 52,664件）</li> <li>b アクセス数：平成18年度 15,784,458件（参考：平成17年度 14,359,970件）</li> </ul> </li> <li>○ WAM NET事業推進専門委員会を、平成19年1月24日に開催し、WAM NETの利用促進等について意見を聴取した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">〈添付資料：26〉</p>
<p>ウ 情報更新や内容確認の頻度を高めることにより、提供情報が正確で最新の内容となるよう努めること。</p>	<p>エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回、その他全データについては年1回、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。</p>	<p>エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回月末に、その他全データは年1回年度末に、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。</p>	<p><b>【情報の更新及び検証】 #93</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護事業者情報などについては月1回月末に、病院・診療所における施設基準情報などについては年1回年度末に更新した。</li> </ul>

評価の視点		自己評定	A	評価項目 1 3	評定	A	
<p>○ 保健医療情報については、他機関とのリンクの拡張が図られているか。</p> <p>○ 医療機関の情報提供がどのように充実されたか。なお、本事業の遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。</p> <p>○ アンケート調査を実施し、その結果をどのように反映したか。</p> <p>○ 年間アクセス件数及び利用機関登録数に関する中期目標の数値を達成しているか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p><b>【行政情報の網羅性及び迅速性の確保】 #88</b></p> <p>○ WAM NET利用者の専門性を考慮し、厚生労働省ホームページに掲載がない情報477件を、WAM NET独自の情報として掲載するとともに、最新の情報の迅速な掲載、厚生労働省ホームページへの直接リンクの設置等に努めた。</p> <p><b>【医師会ホームページとのリンク】 #92</b></p> <p>○ 日本医師会に働き掛けを行い、ホームページにWAM NETのリンクを貼ることができた。</p> <p><b>【障害者支援事業所の番号体系再編に関する支援等】 #89</b></p> <p>○ 平成18年10月に開始される障害者自立支援事業所の番号体系の再編に関して、厚生労働省と調整を行い、円滑な移行が可能となるよう都道府県等へ助言と支援を行った。 また、台帳を使用している都道府県等に対しては、平成18年8月に説明会を開催し、制度の改正に合わせて障害福祉サービス事業者情報システムに係る台帳機能を改修した。</p> <p>○ 平成19年4月から実施される医療機関情報公表制度に関連して、各都道府県に対してその取組み状況についてアンケートを実施し、情報提供の協力依頼を含めて意見交換会を実施した。</p> <p><b>【操作性の向上とコンテンツの整備充実】 #91</b></p> <p>○ 平成18年8月にアンケート調査を、平成19年2月にモニター調査を実施し、調査結果を報告した。また、平成17年度のモニター調査において出された意見等を踏まえて、平成18年4月から行政資料のファイル名に日付を付与することにより、ダウンロードをしたファイルの検索性向を容易にし、利用者の利便性向上を図った。</p> <p>○ コミュニティサイトについて、メニュー画面を見直し、情報を探しやすくする等操作性の向上を図った。</p> <p><b>【アクセス件数及び利用機関登録数】 #92</b></p> <p>○ 利用機関登録数については、退職手当共済事業の「掛金納付対象職員届」について、WAM NET基盤を利用して電子届出を行うことができるようにし、7,551法人の利用機関登録を行ったことから大幅に増加し、63,479件を確保した。</p> <p>○ アクセス件数については、年度計画目標（1,000万件）を超える15,784,458件を確保し、中期目標値の2倍を超える水準を維持した。</p>			<p>○ WAM NETの利用促進を図るための講習会への参加者数が増えるよう、更なる工夫が必要と思われる。</p> <p>○ アクセス件数が中期目標の2倍を達成していること、アンケート調査結果を政策に反映していること、また、厚労省、医師会HPへのリンクを行っていることを評価する。</p>		



<p>○ 中期計画に示されたとおりの利用促進措置が講じられたか。</p> <p>○ 情報の改定に併せて情報更新及び内容確認が適切に行われているか。</p> <p>○ 中期計画に示された更新周期で検証作業が行われているか。</p>	<p><b>【利用促進措置】 #92</b></p> <p>○ WAM NETの利用の促進を図るため、滋賀県、秋田県、鹿児島県、東京都、大阪府で操作説明会を開催し、259人の参加があった。</p> <p>○ 日本医師会へWAM NETの利用機関登録の推進を依頼し、医師会のホームページにWAM NETへのリンクを貼るなどのWAM NET利用のための連携を図った。</p> <p>○ 医療貸付部が平成18年8月に病院に対して「施設整備動向アンケート調査」を行った際に、WAM NETの案内を配布した。（配布数7,457部）</p> <p>○ 平成19年2月に栃木県で開催された介護報酬に関する集団指導においてパンフレットを配布した。（配布数2,000部）</p> <p>○ 退職手当共済事業の「掛金納付対象職員届」を、WAM NET基盤を利用して電子届出を行うことができるようシステムを構築した。</p> <p>○ その他、機構主催の福祉医療経営に関する集団経営指導（セミナー）等において、パンフレットを配布した。（配布数約2,000部）</p> <p><b>【情報の更新及び検証】 #93</b></p> <p>○ 介護事業者情報などについては月1回月末、病院・診療所における施設基準情報などについては年1回年度末に更新し、正確で最新の情報の掲載に努めた。</p>	
--	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
---------	---------	------------	------------

**第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項**

**7 年金担保貸付事業**

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めること。

**第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置**

**7 年金担保貸付事業**

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。

**第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置**

**7 年金担保貸付事業**

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

区 分		平成18事業年度
		千円
貸付契約額		220,900,000
資金交付額		220,900,000
原 資	財政融資資金借入金	27,000,000
	貸付回収金等 (うち財投機関債)	193,900,000 (40,000,000)

**7 年金担保貸付事業**

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めた。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。

(実績)

区 分		平成18事業年度 (実績)
		千円
貸付契約額		210,359,620
資金交付額		210,359,620
原 資	財政融資資金借入金	22,000,000
	貸付回収金等 (うち財投機関債)	188,359,620 (39,991,000)

(1) 業務運営の効率化に関する事項

年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利に適切に反映させる。

**【利率設定方式の見直し】#94**

- 平成18年度は、従来、四半期毎に実施していた収支状況等の分析・検証を2か月毎に実施した。
- 平成17年10月から導入した定額償還方式に伴う費用の増加と財投金利に連動した貸付金利の上昇による収益の増加という要因を踏まえ金利水準について検証し、平成18年10月から、暫定的に貸付金利の上昇を抑制する措置を講じた。

評価の視点		自己評価	A	評価項目 14	評価	A	
<p>○ 業務運営コストを分析し、その増加を抑制するための管理が適切に行われているか。          なお、本事業は年金受給者の増大に伴って事業量の増、コストの増大が見込まれるが、オンコスト金利によって充てられる事情を考慮するとともに、単位あたりコストの状況も考慮する。</p> <p>○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p><b>【業務運営コストの管理】</b></p> <p>○ 業務運営コストの管理として、平成18年度においても電算処理に係る委託費について適切な契約額となるよう精査を行った。</p> <p><b>【利率設定方式の見直し】 #94</b></p> <p>○ 平成18年度においては、平成17年10月から導入した定額償還方式に伴う費用の動向を的確に把握し、金利水準の検証を行う必要があったことから、従来、四半期毎に実施していたものを2か月毎に検証を実施した。</p> <p>○ 平成18年度においては、定額償還方式導入に伴う費用の増加と財投金利に連動した貸付金利の上昇による収益の増加という要因を踏まえて金利水準の検証を行った結果、剰余金発生拡大傾向が認められたことから、平成18年10月から暫定的に貸付金利の上昇を抑制する措置を講じるなど、的確な対応を行うことができた。</p>			<p>○ 金利水準の検証を2ヶ月毎に実行していることを評価する。</p>		

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p><b>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</b></p> <p><b>7 年金担保貸付事業</b>  (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p><b>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>7 年金担保貸付事業</b>  (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 悪質な貸金業者が年金証書等を預かり高金利で融資を行う問題についての国の注意喚起とあいまって、リーフレット等により、年金担保貸付制度の周知を図る。  また、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。</p>	<p><b>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>7 年金担保貸付事業</b>  (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 年金担保貸付制度の周知、利用者へ配慮した運用の改善及び受託金融機関の指導強化を図るため、次の措置を講じる。  (ア) 年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すためリーフレット等を作成し、関係各機関に配布する。</p> <p>(イ) 利用者へ配慮した運用の改善を図るため、受託金融機関の協力を得ながら、利用者に対し意識調査等のアンケートを実施する。</p> <p>(ウ) 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、前年度に実施した受託金融機関への制度変更後の事務処理等についてフォローアップ調査の結果を踏まえ、受託金融機関事務打ち合せ会議を開催することにより、受託金融機関への指導を強化する。</p>	<p><b>【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】#95</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金担保貸付制度の周知を図るため、リーフレットを作成し、受託金融機関、社会保険事務所等に対して5月及び9月にそれぞれ46万部配布した。</li> <li>○ 悪質な貸金業者に対する注意を喚起するため、ポスター、リーフレット等を作成し、民生委員を通じて、又は社会福祉協議会のネットワークを活用して広報を行ったほか、効果的に悪質貸金業者からの被害を防止するため「違法年金担保融資被害事例集」を作成し、関係機関へ配布した。  〈添付資料：27〉</li> </ul> <p><b>【年金担保貸付制度の利用者等への意識調査】#96</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の利便性に配慮した運用の改善を図るため、利用者に対する意識調査を行い、課題の抽出と改善の方向性の検討を行った。</li> </ul> <p><b>【受託金融機関への指導強化】#97</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、前年度に実施した受託金融機関への制度変更後の事務処理等についてのフォローアップ調査の結果を踏まえ、平成19年2月に全国5か所で受託金融機関事務打ち合せ会議を開催し、受託金融機関への指導を強化した。  また、事務処理に不備がみられる7金融機関に対して個別指導を行った。</li> </ul>

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
		<p>(エ) 厚生労働省における生活保護の適正化の方針に基づき、生活保護受給中の年金担保貸付の利用を制限するなど必要な措置を実施する。</p>	<p><b>【生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限】#98</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省の生活保護の適正化方針に基づき、生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用を制限するため、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 申込窓口等において利用者に対応できるように対応マニュアルの作成及び借入申込書の書式・チェックリストの改定を行うとともに、制度の周知を図るため、お知らせを作成し、配布した。</li> <li>b 個人情報保護に留意しつつ、効率的に審査するため、生活保護受給者に関するチェックシステムを構築した。</li> <li>c チェックシステムに反映されない直近の生活保護廃止決定者からの利用申請については、生活保護廃止決定通知書により確認する体制の整備等を行い、平成18年7月より当該措置を円滑に導入した。</li> </ul> </li> <li>○ さらに、平成18年12月に上記の制限措置に係る窓口金融機関での対応状況について、フォローアップ調査を実施した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">〈添付資料：28〉</p>
<p>イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮することを目指すこと。</p>	<p>イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。</p>	<p>イ 事務処理の簡素化を図る観点から、受託金融機関との間のデータ授受方法の効率化を促進するため、各種剰余金の振込データの電子化を図ることを検討する。</p>	<p><b>【振込データの電子化】#99</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機構と受託金融機関の間の情報伝達の効率化を図る観点から、平成18年10月より償還剰余金等の振込データの電子化を行った。</li> <li>また、平成18年12月に振込データの電子化に係る改善事項を把握するため、受託金融機関に対して利用状況等についてフォローアップ調査を実施した。</li> </ul>

評価の視点	自己評定	A	評価項目 15	評定	A
<p>○ 利用者に対し、リーフレット等による制度周知が適切に行われているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p><b>【生活保護受給中の者への利用制限等の実施】 #98</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年3月に厚生労働省より示された生活保護の適正化に関する方針を受けて、以下の取扱いを行い、生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限を平成18年7月4日の借入申込分より実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 申込窓口等において適切に対応するためのマニュアルの作成</li> <li>b 借入申込書・チェックリスト等の改定</li> <li>c 個人情報保護に留意しつつ、効率的に審査するための生活保護受給者に関するチェックシステムの整備及び当該チェックシステムに反映されない直近の生活保護廃止決定者からの利用申請に対する個別確認体制の整備</li> </ul> </li> <li>○ また、平成18年11月に受託金融機関に対して生活保護受給中の者への利用制限に係る窓口での対応状況についてフォローアップ調査を実施したところ、周到に事前準備をしたこともあり、受託金融機関から事務負担や混乱がなく実施できたとの評価を得た。</li> </ul> <p><b>【利用者の利便性の向上】 #96</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独立行政法人福祉医療機構法案参議院附帯決議及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案衆議院財務金融委員会決議における「利用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努める」旨の決議を受け、年金受給者にとって無理のない返済が行えるように平成17年10月より導入した、1万円単位で返済額を設定できる定額償還方式を推奨した結果、約6割の申込者が、定額償還方式を利用し、利用者の利便性の向上に貢献した。</li> <li>○ また、利用者の利便性に配慮した運用の改善を図るため、平成18年10月から11月にかけて利用者等に対して年金担保貸付制度に関するアンケート調査を行い、課題の抽出と改善の方向性の検討を行った。</li> </ul> <p><b>【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】 #95</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護受給中の者への利用制限の実施等も踏まえ、年金担保貸付制度の周知を図るとともに、悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、以下のとおり広報活動を強化した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 制度を周知するためのリーフレットを受託金融機関、社会保険事務所等に92万部配布した。</li> <li>b 生活保護受給中の者への利用制限等を周知するためのお知らせを新たに労災年金担保貸付と合わせて、88万部作成し、関係機関に配布した。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度の更なる周知を期待する。</li> <li>○ 事務処理期間の1週間短縮を評価する。</li> <li>○ リーフレット等の配布、アンケート調査の実施について評価する。</li> </ul>			

<p>○ 受託金融機関打ち合せ会議について、中期計画で示された回数を開催しているか。</p> <p>○ 業務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善がどのように行われているか。</p> <p>○ 借入申込から貸付実行日までの所要期間短縮について中期目標の数値を達成できているか。</p>	<p>c 違法な年金担保貸付に関する注意喚起と被害の防止を図るため、違法年金担保融資による被害事例集を新たに労災年金担保貸付と合わせて、1万部作成し、関係機関に配布した。</p> <p>d 全国民生委員大会、全国クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金融被害者交流集会等へ参加し、広報活動を行った。</p> <p>e 平成19年3月にポスターを新たに労災年金担保貸付と合わせて、2万4千部作成し、制度の周知及び悪質な貸金業者に対する注意喚起を実施した。</p> <p><b>【受託金融機関への指導強化】 #97</b></p> <p>○ 申込窓口等において利用者等に適切に対応するため、平成19年2月に受託金融機関打ち合せ会議を全国5か所で計7回（中期計画では4回以上）開催したことにより、約80%の受託金融機関が出席し、適正な制度の運用等を指導できた。</p> <p>○ また、受託業務の取扱い状況に不備が見受けられる7受託金融機関に対して個別指導を行った。</p> <p>○ 生活保護受給中の者への利用制限等について適切に対応できるように窓口担当者向けの対応マニュアルを作成するとともに、金融機関審査チェックリスト等の改正を行い、金融機関窓口における受付審査機能の向上を図った。</p> <p><b>【事務処理期間の短縮等】 #99</b></p> <p>○ 借入申込から貸付実行までの事務処理期間の短縮については、平成17年10月貸付実行分から新しい事務処理方式を導入したことにより、平成18年度の平均事務処理期間は、平成15年度（概ね4週間）に対し1週間短縮し、利用者の利便性の向上に大きく貢献している。</p> <p>○ 事務処理の効率化を図る観点から、平成18年10月より、償還剰余金等の振込データの電子化を行い、受託金融機関における償還剰余金に係る事務処理の効率化等が図られた。</p> <p>○ このほか、生活保護受給中の者への利用制限や年金制度改正等（平成19年4月施行分）に係る電算処理システムの改善等を行い、適正な業務運営と事務の効率化に努めた。</p>	
--	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
---------	---------	------------	------------

**第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項**

**8 労災年金担保貸付事業**

労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めること。

**第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置**

**8 労災年金担保貸付事業**

労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めることとする。

**第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置**

**8 労災年金担保貸付事業**

労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めることとする。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

区 分		平成18事業年度
		千円
貸付契約額		5,800,000
資金交付額		5,800,000
原資	貸付回収金等	5,800,000

**8 労災年金担保貸付事業**

労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。

また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めた。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。

(実績)

区 分		平成18事業年度 ( 実 績 )
		千円
貸付契約額		5,489,530
資金交付額		5,489,530
原資	貸付回収金等	5,489,530



中期目標		中期計画		18年度計画		18年度の業務の実績	
<b>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</b> <b>8 労災年金担保貸付事業</b> (1) 業務運営の効率化に関する事項  労災年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。		<b>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>8 労災年金担保貸付事業</b> (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 労災年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。		<b>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>8 労災年金担保貸付事業</b> (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 労災年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利に適切に反映させる。		<b>【利率設定方式の見直し】#100</b> ○ 平成18年度は、従来、四半期毎に実施していた収支状況等の分析・検証を2ヶ月毎に実施した。  ○ 平成17年10月から導入した定額償還方式に伴う費用の増加と貸付金利の動向を踏まえ金利水準について検証し、平成18年10月から、貸付金利の下限金利を0.7%から0.9%に引き上げ、黒字を確保した。	
評価の視点		自己評価	A	<b>評価項目16</b>	評価	A	
○ 業務運営コストを分析し、その増加を抑制するための管理が適切に行われているか。 なお、本事業は利用者サービスの向上に伴って事業量の増、コストの増大が見込まれるが、オンコスト金利によって充てられる事情を考慮するとともに、利用者の増減を踏まえ、単位あたりコストの状況も考慮する。  ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。		(理由及び特記事項)  <b>【業務運営コストの管理】</b> ○ 業務運営コストの管理として、平成18年度においても電算処理に係る委託費について適切な契約額となるよう精査を行った。  <b>【利率設定方式の見直し】#100</b> ○ 平成18年度においては、平成17年10月から導入した定額償還方式に伴う費用の動向を的確に把握し、金利水準の検証を行う必要があったことから、従来、四半期毎に実施していたものを2か月毎に検証を実施した。  ○ 平成18年度においては、平成17年10月から導入した定額償還方式に伴う費用の増加と貸付金利の動向を踏まえ金利水準について検討し、平成18年10月から、貸付金利の下限金利を0.7%から0.9%に引き上げ、黒字を確保できた。		○ 貸付金利の下限金利を0.2%引き上げ、黒字を確保しており評価する。			

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p><b>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</b></p> <p><b>8 労災年金担保貸付事業</b>  (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p><b>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>8 労災年金担保貸付事業</b>  (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。</p>	<p><b>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>8 労災年金担保貸付事業</b>  (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 労災年金担保貸付制度の周知、利用者へ配慮した運用の改善及び受託金融機関の指導強化を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>(ア) 労災年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すためリーフレット等を作成し、関係各機関に配布する。</p> <p>(イ) 利用者へ配慮した運用の改善を図るため、受託金融機関の協力を得ながら、利用者に対し意識調査等のアンケートを実施する。</p> <p>(ウ) 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、前年度に実施した受託金融機関への制度変更後の事務処理等についてフォローアップ調査の結果を踏まえ、受託金融機関事務打ち合せ会議を開催することにより、受託金融機関への指導を強化する。</p>	<p><b>【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】#101</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労災年金担保貸付制度の周知を図るため、リーフレットを作成し、受託金融機関、社会保険事務所等に対し5月及び9月にそれぞれ11万部配布した。</li> <li>○ 悪質な貸金業者に対する注意を喚起するため、ポスター、リーフレット等を作成し、民生委員を通じて、又は社会福祉協議会のネットワークを活用して広報を行ったほか、効果的に悪質貸金業者からの被害を防止するため「違法年金担保融資被害事例集」を作成し、関係機関へ配布した。</li> </ul> <p><b>【労災年金担保貸付制度の利用者等への意識調査】#102</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の利便性に配慮した運用の改善を図るため、利用者に対する意識調査を行い、課題の抽出と改善の方向性の検討を行った。</li> </ul> <p><b>【受託金融機関への指導強化】#103</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、前年度に実施した受託金融機関への制度変更後の事務処理等についてのフォローアップ調査の結果を踏まえ、平成19年2月に全国5か所で受託金融機関事務打ち合せ会議を開催し、受託金融機関への指導を強化した。  また、事務処理に不備がみられる7金融機関に対して個別指導を行った。</li> </ul>

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
		<p>(エ) 厚生労働省における生活保護の適正化の方針に基づき、生活保護受給中の労災年金担保貸付の利用を制限するなど必要な措置を実施する。</p>	<p><b>【生活保護受給中の者への労災年金担保貸付の利用制限】#104</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省の生活保護の適正化方針に基づき、生活保護受給中の者への労災年金担保貸付の利用を制限するため、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 申込窓口等において利用者に適切に対応できるように対応マニュアルの作成及び、借入申込書の書式・チェックリストの改定を行うとともに、制度の周知を図るため、お知らせを作成し、配布した。</li> <li>b 個人情報保護に留意しつつ、効率的に審査するため、生活保護受給者に関するチェックシステムを構築した。</li> <li>c チェックシステムに反映されない直近の生活保護廃止決定者からの利用申請については、生活保護廃止決定通知書により確認する体制の整備等を行い、平成18年7月より当該措置を円滑に導入した。</li> </ul> </li> <li>○ さらに、平成18年12月に上記の制限措置に係る窓口金融機関での対応状況について、フォローアップ調査を実施した。</li> </ul>
<p>イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮することを目指すこと。</p>	<p>イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。</p>	<p>イ 事務処理の簡素化を図る観点から、受託金融機関との間のデータ授受方法の効率化を促進するため、各種剰余金の振込データの電子化を図ることを検討する。</p>	<p><b>【振込データの電子化】#105</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機構と受託金融機関の間の情報伝達の効率化を図る観点から、平成18年10月より償還剰余金等の振込データの電子化を行った。 また、平成18年12月に振込データの電子化に係る改善事項を把握するため受託金融機関に対して利用状況等についてフォローアップ調査を実施した。</li> </ul>

評価の視点		自己評定	A	評価項目 17	評定	A	
<p>○ 利用者に対し、制度周知が適切に行われているか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p><b>【生活保護受給中の者への利用制限等の実施】 #104</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年3月に厚生労働省より示された生活保護の適正化に関する方針を受けて、以下の取扱いを行い、生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限を平成18年7月4日の借入申込分より実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 申込窓口等において適切に対応するためのマニュアルの作成</li> <li>b 借入申込書・チェックリスト等の改定</li> <li>c 個人情報保護に留意しつつ、効率的に審査するための生活保護受給者に関するチェックシステムの整備及び当該チェックシステムに反映されない直近の生活保護廃止決定者からの利用申請に対する個別確認体制の整備</li> </ul> </li> <li>○ また、平成18年11月に受託金融機関に対して生活保護受給中の者への利用制限に係る窓口での対応状況についてフォローアップ調査を実施したところ、周到に事前準備をしたこともあり、受託金融機関から事務負担や混乱がなく実施できたとの評価を得た。</li> </ul> <p><b>【利用者の利便性の向上】 #102</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独立行政法人福祉医療機構法案参議院附帯決議及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案衆議院財務金融委員会決議における「利用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努める」旨の決議を受け、年金受給者にとって無理のない返済が行えるように平成17年10月より導入した、1万円単位で返済額を設定できる定額償還方式を推奨した結果、約6割の申込者が、定額償還方式を利用し、利用者の利便性の向上に貢献した。</li> <li>○ また、利用者の利便性に配慮した運用の改善を図るため、平成18年10月から11月にかけて利用者等に対して年金担保貸付制度に関するアンケート調査を行い、課題の抽出と改善の方向性の検討を行った。</li> </ul> <p><b>【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】 #101</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護受給中の者への利用制限の実施等も踏まえ、年金担保貸付制度の周知を図るとともに、悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、以下のとおり広報活動を強化した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 制度を周知するためのリーフレットを受託金融機関、社会保険事務所等に22万部配布した。</li> <li>b 生活保護受給中の者への利用制限等を周知するためのお知らせを新たに年金担保貸付と合わせて、88万部作成し、関係機関に配布した。</li> </ul> </li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リーフレット配布により利用者周知が図られており評価する。</li> <li>○ 事務処理期間の1週間短縮について評価する。</li> </ul>		

<p>○ 受託金融機関打ち合せ会議について、中期計画で示された回数を開催しているか。</p> <p>○ 業務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善がどのように行われているか。</p> <p>○ 借入申込から貸付実行日までの所要期間短縮について中期目標の数値を達成できているか。</p>	<p>c 違法な年金担保貸付に関する注意喚起と被害の防止を図るため、違法年金担保融資による被害事例集を新たに年金担保貸付と合わせて、1万部作成し、関係機関に配布した。</p> <p>d 全国民生委員大会、全国クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金融被害者交流集会等へ参加し、広報活動を行った。</p> <p>e 平成19年3月にポスターを新たに年金担保貸付と合わせて、2万4千部作成し、制度の周知及び悪質な貸金業者に対する注意喚起を実施した。</p> <p><b>【受託金融機関への指導強化】 #103</b></p> <p>○ 申込窓口等において利用者等に適切に対応するため、平成19年2月に受託金融機関打ち合せ会議を全国5か所で計7回（中期計画では4回以上）開催したことにより、約80%の受託金融機関が出席し、適正な制度の運用等を指導できた。</p> <p>○ また、受託業務の取扱い状況に不備が見受けられる7受託金融機関に対して個別指導を行った。</p> <p>○ 生活保護受給中の者への利用制限等について適切に対応できるように窓口担当者向けの対応マニュアルを作成するとともに、金融機関審査チェックリスト等の改正を行い、金融機関窓口における受付審査機能の向上を図った。</p> <p><b>【事務処理期間の短縮等】 #105</b></p> <p>○ 借入申込から貸付実行までの事務処理期間の短縮については、平成17年10月貸付実行分から新しい事務処理方式を導入したことにより、平成18年度の平均事務処理期間は、平成15年度（概ね4週間）に対し1週間短縮し、利用者の利便性の向上に大きく貢献している。</p> <p>○ 事務処理の効率化を図る観点から、平成18年10月より、償還剰余金等の振込データの電子化を行い、受託金融機関における償還剰余金に係る事務処理の効率化等が図られた。</p> <p>○ このほか、生活保護受給中の者への利用制限や年金制度改正等（平成19年4月施行分）に係る電算処理システムの改善等を行い、適正な業務運営と事務の効率化に努めた。</p>	
--	---	--

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p><b>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</b></p> <p><b>9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</b> 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。</p>	<p><b>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</b> 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p>	<p><b>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</b> 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p>	<p><b>9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</b> 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めた。</p>
<p>(1) 適切な債権管理に関する事項</p> <p>年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p>	<p>(1) 適切な債権管理に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p>	<p>(1) 適切な債権管理に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 転貸法人等貸付先の財務分析を年1回行うとともに、受託金融機関及び監督官庁との連携を図り、適切な債権管理及び着実な債権回収を行う。</p>	<p><b>【貸付先の財務分析】 #106</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転貸法人については、転貸法人から決算書を徴求し、収支状況、損益状況、財務状況の財務分析を行うことにより、適切な債権管理を行った。</li> <li>○ 住宅生活協同組合については、受託金融機関から生協の現状についての報告及び決算書を徴求し、財務指標及びキャッシュフロー計算書の分析等を行うことにより、受託金融機関に債権保全措置を指示するなど適切な債権管理を行った。</li> </ul> <p><b>【担保物件の評価等】 #107</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全額債務保証を行っている金融機関（連帯保証人）で、かつ年金住宅資金の保証残高が原則として1億円以上（平成18年10月末）の334金融機関について、財務状況の分析・評価を行った。</li> <li>○ 保証人について、受託金融機関から保証人の状況についての報告を徴求し、必要に応じて、受託金融機関に対し、保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。</li> <li>○ 担保物件について、担保物件に係る抵当権の一部解除等の際し、適切に担保評価等を行った。</li> </ul>

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
	<p>イ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>ウ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>イ 年金住宅融資等債権について年1回、貸付先についての債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。</p> <p>ウ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> <p>エ 受託金融機関事務打合会を年1回以上開催し、受託金融機関に対する指導を強化する。</p>	<p><b>【財務状況等を勘案した自己査定の実施】 #108</b></p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準を策定し、貸付先についての債権分類を年2回（期首及び9月末）実施するとともに、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行った。</p> <p><b>【保証履行能力の把握及び分析】 #109</b></p> <p>○ ローン保証会社の保証履行能力の把握・分析を行うため、関係法人を通じた情報や決算書等により、財務分析を行った。</p> <p><b>【受託金融機関への指導強化】 #110</b></p> <p>○ 債権の管理・回収の留意点等について周知を図るため、受託金融機関との事務打合せ会を平成19年2月に開催し、受託金融機関に対する指導を強化した。</p>
<p>(2) 着実な債権回収に関する事項</p> <p>年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。</p>	<p>(2) 着実な債権回収に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。</p>	<p>(2) 着実な債権回収に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。</p> <p>イ 経済情勢の変化に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に関しては、年金住宅貸付の返済条件の変更措置を講ずることにより、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する。また、災害等の被災者に係る返済条件変更措置については、ホームページにより周知を図る。</p>	<p><b>【適時的確な債権回収】 #111</b></p> <p>○ 解散又は清算処理等を予定する住宅生協（7団体）に対する機構債権について、受託金融機関への債権譲渡又は受託金融機関からの代位弁済により、平成18年度中に全額回収を行った。</p> <p>○ 民事再生法の申立がなされた貸付先について、転借人等の保護と機構債権の保全を図るため、転貸債権から直接回収する質権実行等による回収措置を平成18年7月に実施した。</p> <p><b>【返済条件の変更措置の実施等】 #112</b></p> <p>○ ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置として、返済特例措置によるもの642件、民事再生法の適用による返済条件の変更として109件について措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援した。</p> <p>また、災害等の被災者に係る返済条件変更措置について、平成18年6月に機構ホームページにより周知を図った。</p>

中期目標		中期計画		18年度計画		18年度の業務の実績	
<p>また、延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p> <p>なお、国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に関し、平成19年4月1日に設立される独立行政法人住宅金融支援機構が行う債務保証及び当該債権の一部の譲受けについては、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡を行うことに留意して、適切に対処すること。</p>		<p>イ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p> <p>ウ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。</p> <p>エ 国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に関し、平成19年4月1日に設立される独立行政法人住宅金融支援機構が行う債務保証及び当該債権の一部の譲受けについては、関係行政機関と緊密に連携しつつ、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡を行うことに留意して、適切に対処する。</p>		<p>ウ 長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期の回収に努める。</p> <p>エ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣し、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を強化する。</p>		<p><b>【延滞債権への対応】#113</b></p> <p>○ 延滞債権について、受託金融機関に対し、貸付先に対する督促等を行うよう指導するとともに、長期延滞等債権について、保証人の調査を行うよう指示するほか、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行った。</p> <p><b>【転貸法人への指導強化】#114</b></p> <p>○ 転貸法人による適切な債権回収を推進するため、転貸法人に対して必要な助言等を行うとともに、平成19年2月に指導専門員の打合せ会議を行い、指導専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を強化した。</p> <p><b>【住宅金融支援機構への債権譲渡】#115</b></p> <p>○ 国土交通省、厚生労働省及び住宅金融公庫と債権譲渡方法等について打合せを行った(6回開催)。</p>	
評価の視点		自己評定	—		評定		
<p>○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析が行われ、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等が行われたか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しが行われたか。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析が行われたか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。</p> <p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めたか。</p> <p>○ 転貸法人に対して必要な助言等を行ったか。</p> <p>○ 国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に関し、関係行政機関と緊密に連携しつつ、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡が行われるよう適切に対処したか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>評価項目18で評価</p>					



中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p><b>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</b></p> <p><b>10 承継教育資金貸付けあっせん業務</b></p> <p>承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、制度の周知を図ること及び制度に関する照会等に適切に対応することに留意して、その適正な業務実施に努めること。</p>	<p><b>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>10 承継教育資金貸付けあっせん業務</b></p> <p>承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p>	<p><b>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>10 承継教育資金貸付けあっせん業務</b></p> <p>承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p>	<p><b>10 承継教育資金貸付けあっせん業務</b></p> <p>承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めた。</p>
	<p>ア 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等について、ホームページへの掲載により周知を図る。</p> <p>イ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に対して適切に対応するため、手引書の改訂等を行う。</p>	<p>ア 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等について、リーフレットの作成・配布及びホームページへの掲載により周知を図る。</p> <p>イ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に対して適切に対応するため、受託機関用手引書の改訂等を行う。</p>	<p><b>【申込資格要件等の周知】 #116</b></p> <p>○ 教育資金貸付を受けることについてのあっせんの申込資格要件等について周知を図るため、リーフレットを作成し、平成18年9月下旬に受託機関及び社会保険事務所等に5万部配布するとともに、ホームページへの掲載により周知を図った。</p> <p><b>【受託機関用手引書の改訂等】 #117</b></p> <p>○ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に適切に対応するため、受託機関への再委託業務の変更に併せて、受託機関用手引書の改訂版を作成・配布し、受託機関を指導した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評価項目 18	評定	A
<p>○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析が行われ、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等が行われたか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しが行われたか。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析が行われたか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生を抑制に努めたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p><b>【貸付先の財務状況等の把握】 #106、107</b></p> <p>○ 貸付先の財務状況等の把握及び分析について、転貸法人については、転貸法人から決算書を徴求し、収支状況、損益状況、財務状況の財務分析を行い、適切な債権管理を行った。 また、住宅生活協同組合については、受託金融機関から生協の現状についての報告及び決算書を徴求して、財務指標及びキャッシュフロー計算書の分析等を行い、必要に応じて、受託金融機関に債権保全措置を指示した。</p> <p>○ 担保物件の評価等について、担保物件に係る抵当権の一部解除等に際して、債権保全に支障が生じることのないよう、適切に担保評価等を行って対応した。</p> <p>○ 全額債務保証を行っている334受託金融機関（信用組合にあっては、平成18年10月末現在の機構債権の保証残高が1億円以上）について、財務状況の分析・評価を行った。 また、保証人について、受託金融機関から保証人の状況についての報告を徴求し、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。</p> <p><b>【自己査定の実施】 #108</b></p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準を策定し、貸付先についての債権分類を年2回実施するとともに、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行った。</p> <p><b>【ローン保証会社の保証債務能力の把握】 #109</b></p> <p>○ 転貸債権に係る債務保証を行っているローン保証会社について、関係転貸法人を通じた情報や決算書等により、その保証履行能力の把握・分析を行った。</p> <p><b>【適時的確な債権回収】 #111、112</b></p> <p>○ 解散又は清算処理等を予定する住宅生活協同組合に係る機構債権について、受託金融機関への債権譲渡又は受託金融機関からの代位弁済により、全額回収を行うことができた。 また、民事再生法の申立がなされた貸付先について、転借人の保護と機構債権の保全を図るため、転貸債権から直接回収する質権実行等による回収措置を実施するなど、延滞債権の発生を抑制することができた。</p> <p>○ 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者について、642件の返済特例措置及び107件の民事再生法の適用による返済条件の変更措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。 また、災害等の被災者に係る返済条件変更措置について、機構ホームページにより周知を図った。</p>	<p>○ 全額債務保証を行っている334受託金融機関の財務状況を分析する等、債権回収と延滞債権の発生抑制に積極的に対応しており評価できる。</p>			

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めたか。</li>   <li>○ 転貸法人に対して必要な助言等を行ったか。</li>   <li>○ 国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に関し、関係行政機関と緊密に連携しつつ、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡が行われるよう適切に対処したか。</li>   <li>○ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等の周知が図られたか。</li>   <li>○ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に係る受託機関用手引書の改訂等が行われ、制度に関する照会等への適切な対応が確保されているか。</li> </ul>	<p><b>【延滞債権への対応】 #113</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延滞債権について、受託金融機関に対し、貸付先に対する督促等を行うよう指導するとともに、長期延滞等債権について、保証人の調査を行うよう指示するほか、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行い、早期の債権回収に努めた。</li> </ul> <p><b>【転貸法人への指導強化】 #114</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転貸法人による適切な債権回収を推進するため、転貸法人に対して必要な助言等を行うほか、13転貸法人に対して27名の指導専門員を派遣するとともに、専門員会議を開催するなど、転貸法人の債権管理に関する指導を強化した。</li> </ul> <p><b>【住宅金融支援機構への債権譲渡】 #115</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省、国土交通省及び住宅金融公庫と債権譲渡方法等について打合せを行うなど、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡が円滑に行われるよう、適切に対処した。</li> </ul> <p><b>【申込資格要件等の周知】 #116</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等について周知を図るため、リーフレットを作成し、平成18年9月下旬に受託機関及び社会保険事務所等に5万部配布するとともに、ホームページへの掲載により周知を図った。</li> </ul> <p><b>【受託機関用手引書の改訂等】 #117</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に適切に対応するため、受託機関への再委託業務の変更に併せて、受託機関用手引書の改訂版を作成・配布し、受託機関を指導した。</li> </ul>	
--	--	--

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p><b>第4 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> <p>2 貸付原資についての自己資金調達の大拡大 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等自己資金調達の拡大に努めること。</p> <p>3 貸付事業におけるリスク管理の徹底 (1) リスク管理債権の適切な処理 福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を行うことにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努めること。 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、信用保証制度等を活用することにより、貸倒れリスクの抑制に努めること。 (2) 適切な資産負債管理（ALM）の実施 福祉医療貸付の原資についての自己資金調達の拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM（資産負債管理）システムを活用して、調達や運用のポートフォリオを設定すること。</p>	<p><b>第3 予算、収支計画及び資金計画</b></p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p>	<p><b>第3 予算、収支計画及び資金計画</b></p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p>	<p><b>【予算、収支計画及び資金計画】 #118</b></p> <p>○ 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は平成18事業年度決算報告書のとおりである。</p> <p>○ 平成18事業年度における勘定別の収支については、8勘定のうち保険勘定において欠損が生じたが、その発生原因は以下のとおりである。 《発生原因》 保険勘定においては、心身障害者扶養保険責任準備金の積立てのために心身障害者責任準備金繰入が発生したが、それを賄うだけの金銭の信託等運用益を得ることができなかったために、当期損失が発生した。 なお、責任準備金に対応する資産の積立不足に基づく欠損金については、中期目標において定められている心身障害者扶養保険事業の見直しにより対応することとされている。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：29〉</p> <p><b>【運営費交付金以外の収入の確保】 #119</b></p> <p>○ 福祉医療経営指導事業において、PR活動の充実を図った結果、経営指導事業収入について、以下のとおり予算額以上の収入を得ることができた。 実績額35,035千円（予算額29,580千円）</p> <p>○ 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）において、Web画面上にバナー広告の掲載等を実施したことによる広告収入や厚生労働省が実施する看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理による受託収入を得ることができた。 実績額19,427千円（予算額2,628千円）</p> <p><b>【貸付原資についての自己資金調達】 #120</b></p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業における貸付原資については、財投機関債を発行し、自己資金調達を円滑に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般勘定 500億円 (10年債300億円・20年債200億円)</li> <li>・ 年担勘定 400億円（3年債）</li> </ul>

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<b>第4 財務内容の改善に関する事項</b>	<b>第4 短期借入金の限度額</b> 1 限度額 128,700百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	<b>第4 短期借入金の限度額</b> 1 限度額 128,700百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	<b>【短期借入金の実績】 #121</b> ○ 共済勘定において退職者の増加により、給付費の資金不足が生じたため、平成18年度中に短期借入金1,014百万円を借入れ対応し、平成19年度に繰越した。 なお、平成17年度から繰越した5,010百万円については、平成18年5月31日に返済した。
	<b>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b> なし	<b>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b> なし	<b>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b> なし
	<b>第6 剰余金の使途</b> ・全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資	<b>第6 剰余金の使途</b> ・全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資	<b>第6 剰余金の使途</b> なし

評価の視点		自己評定	A	評価項目 19	評定	A	
<p>○ 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p><b>【予算、収支計画及び資金計画】 #118</b></p> <p>○ 平成18年度において、①一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費、②労災年金担保貸付業務経費等の経費、③福祉医療貸付事業費等の全てについて、平成18年度予算作成時の削減対象経費額を超える削減を達成することができた。</p> <p>また、承継年金住宅融資等管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る業務経費等の経費については、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めることができた。</p> <p>資金計画については、平成18年度予算で設定された1,215億円のうち、資金需要の観点から900億円の財投機関債の発行を年度内に実施することができた。</p> <p>a 一般勘定においては、前期からの繰越欠損金の補てんとして措置された交付金により、当期利益を計上し、繰越欠損金を整理した。</p> <p>b 長寿・子育て・障害者基金勘定においては、基金事業運用収入の増加及び事業費の適正な執行等により当期利益が発生し、利益処分において、積立金として整理する。</p> <p>c 共済勘定においては、退職手当給付金の不足にかかる都道府県の負担分を、一時的に肩代わりするための短期借入金が、前期より少なかったため、当期利益が発生したが、依然として繰越欠損金は生じている。</p> <p>d 保険勘定においては、心身障害者扶養保険責任準備金の積立てのために心身障害者責任準備金繰入が発生したが、それを賄うだけの金銭の信託等運用益を得ることができなかつたために、当期損失(3,664百万円)が発生した。</p> <p>e 年金担保貸付勘定並びに労災年金担保貸付勘定においては、金利差の確保及び貸倒引当金繰入が予算の範囲内に止まったこと等により当期利益が発生し、利益処分において、積立金として整理する。</p> <p>f 承継債権管理回収勘定については、適正な業務運営を実施した結果、当期利益が発生したが、利益処分において積立金として整理し、翌年全額国庫返納する。</p> <p>g 承継教育資金貸付けあっせん勘定については、適正な業務運営を実施した結果、当期損失金は発生しなかつた。</p> <p><b>【運営費交付金以外の収入の確保】 #119</b></p> <p>○ 福祉医療経営指導事業については、平成18年度においてPR活動の強化等により、予算額を18.4%上回る収入を確保することができた。</p> <p>○ 福祉保健医療情報サービス事業については、広告収入のほか、厚生労働省が実施する看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理を受託したことによる自己収入を得ることができた。</p> <p><b>【貸付原資についての自己資金調達】 #120</b></p> <p>○ 財投機関債の発行については、一般勘定及び年金担保貸付勘定における貸付金の財源を確保する観点から900億円発行した。</p>			<p>○ 福祉医療経営指導事業において予算額を18.4%上回る収入を確保しており評価に値する。</p> <p>○ 計画と実績との差異については、その発生理由が明らかにされている。</p>		

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p><b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b>  通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p><b>人事に関する事項</b>  職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、業務の量・質に対応した適正な人員配置を行うこと。</p>	<p><b>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>  独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p><b>1 職員の人事に関する計画</b>  (1) 方針  ① 職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を構築すること。</p> <p>② 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施すること。</p>	<p><b>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p> <p><b>1 職員の人事に関する計画</b>  (1) 方針  ① 人事評価制度の運用の改善を図るとともに、人材の育成や活用についてスタッフ制やキャリアパスの導入に係る基本的な方針を取りまとめる。</p> <p>② 個人の能力開発や専門知識・能力開発に重点を置きつつ、職務・職階に応じて、より専門性を高めるよう研修を進める。</p>	<p><b>【人事評価制度の定着化等】</b></p> <p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとった措置  <b>【人事評価制度の運用の改善】</b>  <b>【人事評価結果の反映の拡大】</b>  <b>【人材の育成及び活用についての検討】</b> 参照</p> <p><b>【研修の充実】 #123</b></p> <p>○ 平成16年度に職員個々の意識改革や業務能力の向上を目的とした研修体系の抜本的見直しを行ったところであり、平成18年度においては、職員へのアンケート調査を参考にしながら、研修メニューの充実や満足度の高かった講師を全職階の研修に充てるなど、研修効果の向上を図った。</p> <p>① 能力開発研修</p> <p>a 集合研修  課長、課長代理、係長、係員の各職階毎に3か年計画（平成16年度から平成18年度）で設定されているテーマに基づき、実践的な研修を実施した。  集合研修 9回 受講者数207人  （平成17年度 7回 受講者数185人）</p> <p>b 公開セミナーへの参加  職員の自主的なスキルアップの努力の支援をするため、自らテーマを選択して公開セミナーに参加することを公募して助成するものであり、異業種との交流を通じて、能力開発や技能習得の向上が図られた。  公開セミナー 7コース 受講者数11人  （平成17年度 8コース 受講者数14人）</p> <p>c 通信教育  経理・会計知識の向上を目的として、平成17年度に設定した通信教育講座の一部の見直しを図った結果、受講者数が大幅に増加した。  通信教育 12コース 受講者数80人  （平成17年度 12コース 受講者数67人）</p>

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
	<p>③ 業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行うこと。</p>	<p>③ 業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行う。</p>	<p>② 専門研修 業務の遂行に直接に必要な専門知識や技能の習得を図ることを目的に、資金運用や社会福祉法人会計等に関する高度な実践的研修を実施した。 内部研修36回、外部研修73回 (参加人数124人) (17年度 内部研修30回、外部研修64回) (参加人数100人)</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：30〉</p> <p><b>【適正な人員配置】#124</b> 【組織のスリム化等】に同じ</p>
	<p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数、労災年金担保貸付事業の業務移管に伴う常勤職員数及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴う常勤職員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 264人 労災年金担保貸付事業の業務移管に伴い増員した常勤職員数 1人 承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴い増員した常勤職員数 34人 期末の常勤職員数 299人以内 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み10,679百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 なし</p>	<p>(2) 人員に係る指標 平成18年度末の常勤職員数を年度当初の100%以内とする。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 なし</p>	<p><b>【人員に係る指標】#125</b> ○ 業務の効率化を図るとともに、独立行政法人の組織・業務の見直しが行われていたことから年度途中での職員採用を見合わせたため、平成18年度末の常勤職員数は270人となった。</p>



評価の視点	自己評定	A	評価項目20	評定	A
<p>○ 人事に関する計画の実施状況はどのようなものか。</p> <p>○ 人件費の実績が予算を上回った場合にはその発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p><b>【人材育成等の観点からの研修の実施】 #123</b> 自己評価A</p> <p>○ 集合研修では、3ヵ年計画で設定したテーマに基づき実践的な研修を実施したことにより、管理職についてはマネジメント能力の向上、非管理職についてはコミュニケーション能力、問題解決力、ディベート力等の向上が図られた。</p> <p>○ 公開セミナー及び通信教育については、簿記や財務をテーマとしたより実践的な研修を取り入れた結果、通信教育講座の参加者が前年度対比19.2%増となるなど、職員の自己啓発への積極的な取組みを更に促進できた。</p> <p><b>【適正な人員配置】 #124</b> 評価項目1【組織のスリム化等】に同じ</p> <p><b>【人員に係る指標】 #125</b></p> <p>○ 業務の効率化を図るとともに、独立行政法人の組織・業務の見直しが行われていたことから年度途中での職員採用を見合わせたため、平成18年度末の常勤職員数は、期初の常勤職員数並びに労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴い増員した常勤職員数の90.3%となった。</p>			<p>○ 多様な業務の運営に適切に対応しており評価する。</p> <p>○ 職員に対する研修について今後更なる工夫を期待する。</p> <p>○ 通信教育講座の参加者が19.2%増加しており評価する。</p>	